

## 日本外科系連合学会F J C S 規則

### 第1条 (Fellow会員)

外科系のそれぞれの専門領域において十分な学識と経験があり、専門領域以外の外科系領域に関しても高い識見を有し、外科系領域において指導的役割を果たすことができ、次の各号を満たすと認められた者に、本学会は、理事会の議を経て、Fellow会員 (Fellow of the Japanese College of Surgeons, FJCS) の資格を与える。ただし、本学会の会長経験者、通算6年以上の本学会役員経験者、または本学会に特別の功労があると認められた者、および日本国籍を有しない者にあつては、各号の全てを満たすことを要しない。

- (1) 外科領域の指導医の資格、またはこれと同等以上の資格あるいは力量を持つこと。
- (2) 連続10年以上の本学会正会員歴を有し、本学会に学術的貢献のあること。

### 第2条 (審査委員会)

本学会にFJCS審査委員会を設ける。FJCS審査委員会はFellow会員に関する審査を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 委員は評議員、理事の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、通算6年を超えることはできない。
- (2) 委員長は委員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員長の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、引き続いての再任は2期を限度とする。
- (3) 委員長は、委員以外の者を委員会に陪席させて意見を聴することができる。
- (4) 委員会は毎年1回以上、あらかじめ議題を示して委員長が召集する。
- (5) 委員会の定足数は過半数とし、議事は出席者全員の合意をもって決定する。
- (6) 議事録は委員長が作成し、委員長および出席委員2名が署名し、事務所に保管する。

### 第3条 (申請)

Fellow会員を希望するものは、審査料を添えて所定の申請書を理事長に提出するものとする。申請書の書式および申請の期限は毎年機関誌に掲載する。

### 第4条 (登録)

本学会はFellow会員の資格を得た者の氏名を登録し、認定証を交付する。登録は登録料の納付が理事会で確認された日に行う。

### 第5条 (資格喪失)

次の各号に該当する者は、委員会ならびに理事会の議を経てFellow会員の資格を喪失する。資格の喪失が第2号または第3号によるときは、認定証を返納しなければならない。

- (1) 正当な理由を付してFellow会員としての資格を辞退したとき。
- (2) 申請書に虚偽が認められたとき。
- (3) Fellow会員として不適当と認められたとき。

### 第6条 (審査料, 登録料)

審査料は10,000円とし、登録料は50,000円とする。

### 第7条 (変更)

本規則は、理事会および評議員会の議を経て変更できる。

《付則》平成11年4月23日 施行

平成12年6月23日 一部改正

平成22年6月16日 一部改正

令和元年6月19日 一部改正